

# 消防機器早わかり講座

## 補助警報装置・中継装置

技術基準	補助警報装置及び中継装置の技術基準（平成 26 年 3 月 17 日）
設置基準	なし
主な用途	住宅内における火災の初期火災の報知

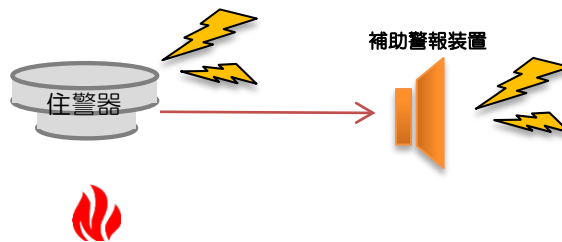
### <補助警報装置及び中継装置とは>

#### 1 補助警報装置及び中継装置

##### (1) 補助警報装置

補助警報装置とは、住宅用防災警報器又は中継装置から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」といいます。）を受信して、補助的に火災警報を発する装置です。ほかの住宅用防災警報器へ火災信号を送ることはありません。無線で火災信号を受信することも想定されます。

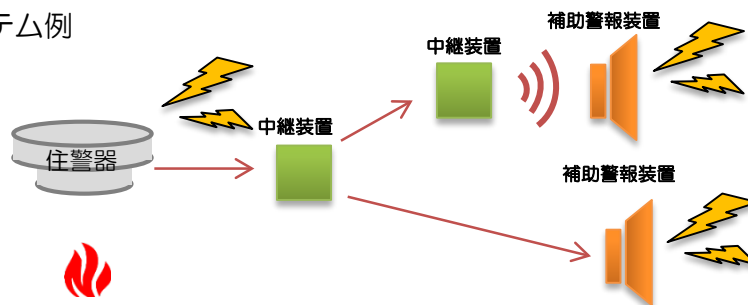
##### ●システム例



##### (2) 中継装置

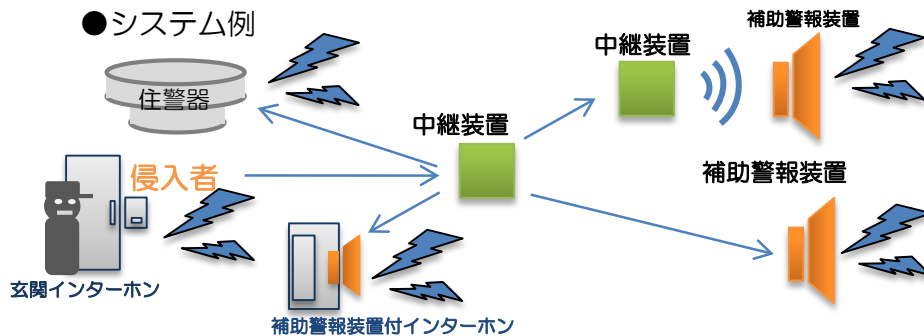
住宅用防災警報器又は他の中継装置から発せられた火災信号を受信し、他の中継装置又は補助警報装置に火災信号を発信するものです。無線で火災信号を送受信することも想定されます。

##### ●システム例



なお、中継装置は、住宅等における通話装置（インターホン等）、防犯設備等から発せられた信号を受信し、中継装置、住宅用防災警報器、又は補

助警報装置に発信することができます。



## 2 補助警報装置及び中継装置の構造及び機能

補助警報装置及び中継装置ともに要求される構造及び機能の概要は以下のとおりです。

- ア 確実に作動し、かつ、取扱い及び附属部品の取替えが容易にできること。
- イ 住宅用防災警報器及び中継装置又は補助警報装置に接続した場合住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある機能を設けないこと。
- ウ 取付け及び取り外しが容易にできる構造であること。
- エ 耐久性を有すること。
- オ 水滴が侵入しにくいこと。
- カ ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
- キ 通常の使用状態において、温度の変化によりその外箱が変形しないこと。
- ク 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- ケ 無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。
- コ 部品は、機能に異常を生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- サ 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- シ 定格電圧が60ボルトを超える補助警報装置及び中継装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。
- ス 電源に電池以外から供給される電力を用いるものの主電源回路には、ヒューズ、ブレーカその他の保護装置を設けること。
- セ 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。
  - (イ) 電池の交換が容易にできること。ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。
  - (ロ) 有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができること。
- ソ 電源変圧器は、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表第6.2に規定するベル用変圧器と同等以上の性

能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

## (1) 補助警報装置

補助警報装置に要求される機能は、以下のとおりです。

ア 火災警報は、次によること。

(イ) 警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発するものにおける音圧は、次に掲げる電源の供給方式の区分に応じ、当該各号に定める電圧の値において、無響室で警報部の中心から前方1メートル離れた地点で測定した値が、70デシベル（音圧を5デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）以上であり、かつ、その状態を1分間以上継続できるものであること。

(1) 電源に電池を用いる方式 有効に作動できる電圧の下限值

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる方式 電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の値

(ロ) 火災警報は、その他の警報と識別でき、かつ、その他の警報より優先して発するものであること。

(ハ) 警報音以外により火災警報を発するものにあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。

イ 火災警報以外の音響を発するものにあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

ウ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(イ) スイッチを操作した場合において、当該補助警報装置の火災警報を停止すること。この場合において、他の補助警報装置又は住宅用防災警報器（火災を感知した住宅用防災警報器を除く。）の全部又は一部の火災警報を停止できること。

(ロ) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、住宅用防災警報器又は中継装置から新たな火災信号を受信した場合にあつては停止した状態から速やかに、火災の発生を感知した住宅用防災警報器から継続して又は再び火災信号を受信した場合にあつては当該火災警報を停止した状態から15分以内に、自動的に火災警報を発する状態に移行できる機能を有すること。

エ 中継装置の機能を設けるものにあつては、次のア及びイに適合すること。

## (2) 中継装置

中継装置に要求される構造及び機能は、次に掲げるとおりです。

ア 火災信号又は防犯関連等信号を受信したとき、確実に、火災信号又は防犯関連等信号を発信すること。

- イ 防犯関連等信号を受信又は発信するものにあつては、火災信号の受信又は発信に影響を与えないこと。
- ウ スイッチの操作により住宅用防災警報器又は補助警報装置の火災警報を停止することができるもの（火災信号を受信し発信するものに限る。）にあつては、次によること。
- (イ) スイッチを操作した場合において、補助警報装置又は住宅用防災警報器（火災を感知した住宅用防災警報器を除く。）の全部又は一部の火災警報を停止できること。
- (ロ) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、住宅用防災警報器及び補助警報装置の火災警報を発する機能に有害な影響を及ぼさないこと。方 1メートル離れた地点で測定した値が 70 デシベル以上であること。

認証区分	受託評価
根拠条文	消防法第 21 条の 36
制度の概要	検定協会が基準に適合することを検査し、合格の表示（法的拘束力はなし）が付されます。

#### <表示>

##### ○ 型式番号

日本消防検定協会の型式評価試験において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が基準に適合するものに付与された番号です。補助警報装置及び中継装置ともに、『品評補第〇〇～〇〇号』、という形式で表記されます。

##### ○ 受託評価適合の表示

日本消防検定協会の型式適合評価に合格した製品には、右図のような受託評価適合の証票により表示されます。



受託評価適合の証票  
(大きさ:縦 15mm×横 15mm)